

令和3年度 中小企業関連施策一覧

資料3

(1) 中小企業の経営の革新及び経営基盤の強化を支援すること

事業名	内容	R3年度予算（円）
雇用創出促進事業費補助金	<p>市内に1億円以上の設備投資を行い、かつ大規模な雇用を創出した企業及び事業所に対し補助金を交付。</p> <p>【対象】1億円以上の設備投資（建物、機械設備、償却資産） 30人以上の従業員を有する事業所で新規雇用1人以上</p> <p>【対象業種】製造業、物流施設、商業施設（複合施設も可）、観光施設（ホテル、旅館）、博物館</p> <p>【補助対象経費】新規雇用人数×1人当たり25万円（パートは12.5万円） 異動従業員数×1人当たり25万円</p> <p>【補助限度額】5,000万円</p> <p>【補助回数】原則1企業1回限り（地域産業立地促進事業費補助金を交付されてから5年間は申請不可）</p>	5,000,000
設備投資事業費補助金	<p>市内の事業所が、新たに実施する一定額以上の設備投資（建物の新築・増改築、機械設備の新規購入や入れ替え等）に対し、設備投資に伴い新たに課税される固定資産税及び都市計画税に相当する額を3年間分を補助金として交付。</p> <p>【対象】1億円以上の設備投資（建物、機械設備、償却資産） 10人以上の従業員を有する事業所で新規雇用1人以上</p> <p>【対象業種】製造業、物流施設、研究所</p> <p>【補助対象経費】設備投資後に増えた固定資産税及び都市計画税（どちらも土地を除く）に相当する額最大3年間分</p> <p>【補助限度額】1億円（ただし、1年間に交付する限度額は5,000万円）</p> <p>【補助回数】原則1企業1回限り（地域産業立地促進事業費補助金を交付されてから5年間は申請不可）</p>	92,920,000
地域産業立地促進事業費補助金	<p>工場及び物流業の新規立地や市内企業の増設を促進するため、条件を満たした企業に対して、土地購入費20%（県が定める成長分野は30%）及び新規雇用（1人あたり50万円）を静岡県と協調（負担割合は1/2ずつ）し補助する制度。</p> <p>【対象】市内で土地を購入し設備投資をした事業所 10人以上の従業員を有する事業所で新規雇用1人以上</p> <p>【対象業種】製造業、物流施設、研究所</p> <p>【補助対象経費】土地購入費の20%（県が定める成長分野に該当した場合10%増、フロンティア推進区域内の場合10%増、最大40%） 新規雇用人数×1人当たり50万円（パートは25万円）、異動従業員数×1人当たり25万円</p> <p>【補助限度額】2億円（県が定める成長分野に該当した場合1億円増、フロンティア推進区域内の場合1億円増、最大4億円）</p> <p>【補助回数】原則1企業1回限り ただし、新たに土地を購入し5億円以上の設備投資をした場合、複数回の申請が可</p>	0
商店街活性化事業	<p>御殿場市内の商業振興発展を図るため、地域や商店街の特色を生かしたイベントなどの開催により賑わいの創出を図り、また駅周辺の来客者支援事業として、有料駐車場の利用助成等を行うための経費に対する商工会への補助金。</p>	1,800,000
御殿場ブランド商品商品普及促進事業	<p>市内商業の活性化を図るため、各商工業者が推奨する商品の認定と普及促進を図る。</p> <p>平成23年度より始めた「御殿場こだわり推奨品」は、市内の製造業等の事業所が、最も推奨する商品を認定したもので、「御殿場みくりやそば」、「手作りハム」、「御殿場コシヒカリ」、「馬刺し」などの商品から、「紅茶」、「コーヒー」、「もやし」など、幅広く認定し、市のふるさと納税返礼品にもなっている。（認定基準は市内で製造・生産されていること、安定供給できること など）</p> <p>登録商品：43品目</p>	360,000
富士山麓ビジネスマッチング促進事業（ファルマバレープロジェクト）	<p>県のファルマバレープロジェクト推進のため、県と県東部12市町と共同で、産学官連携から創出される、製品化の可能性のある技術等と地域企業とのマッチング、または、医療機器メーカーと地域企業とのマッチングなど、各種マッチングを促進するための事業に対する負担金です。負担金額は、県東部12市町一律で50万円となっている。</p> <p>本事業は、産学官の連携により、県東部地域において医療・医薬・健康産業の振興を図り、地場の企業と医療器具製造現場との結びつきによる地域経済の活性化や企業誘致を進めることの必要性を背景として進めている事業となっている。</p> <p>市では、今後も県と連携し、市内企業による医療や医薬などの異業種への参入、新製品の開発や新規取引先の開拓等のマッチングにより、市内企業の発展に繋がるよう支援を行っていききたい方針。</p>	500,000
各種団体への補助金	<p>市内の各種団体に補助金を交付。市内の技能団体や地域団体に補助金を交付することにより、福利厚生の実施、地域美化、各地区商店街の催事開催等により地域経済の活性化などに寄与するもの。</p>	1,212,000
先端設備等導入計画	<p>中小企業者が生産性向上のため、先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受け先端設備を導入した場合、固定資産税の特例や金融機関の支援、現在ある国の一部補助事業の優先採択等の支援を受けることが可能になる。（受けられる支援の内容によって、一定の要件あり）</p> <p>御殿場市では商工振興課にて申請を受け付け課税標準を「0」とすることで、取得設備の固定資産税の負担を3年間「0」にする。その他にも、中小企業信用保険法の特例や、補助事業における優先採択を受けられるなどのメリットがある。</p>	0
経済対策助成事業	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により本市の地域経済においても影響が出ていることに加え、市内事業者や市民は今後の経済活動にも不安を抱えている状況となっているため、市民及び市内事業所を対象として本事業を実施することにより、市民の経済活動を支援し、市内経済の活性化及び循環化を図る。</p> <p>事業主体：御殿場市商工会 事業期間：令和2年度～4年度</p> <p>助成額：①住宅助成…上限100万円（50万円以上（税抜）の該当工事に対し10%の額を補助） ②店舗改装助成…上限100万円（50万円（税抜）以上の該当工事に対し20%の額を補助） 現金と商品券で50%ずつ支給。ただし工事全額が200万円未満（税抜）の場合は全額商品券で支給。</p> <p>助成対象：①・②ともに工事内容に新型コロナウイルス感染症対策または災害対策（地震・風水害）の内容が含まれる新築・改築・リフォーム</p>	80,000,000

(2) 中小企業の創業を支援すること

創業支援事業計画	「御殿場市創業支援事業計画（計画期間：平成30～令和8年度）」を策定・更新し、令和2年12月23日に国から計画期間変更の認定を受けた。本計画は、創業支援事業者間のネットワークを構築し、創業支援事業者それぞれの強みを活かしながら、きめ細やかな支援を行うもの。計画に記載の特定創業支援事業を受けることにより、創業希望者は登録免許税の軽減や創業関連保証の特例等の支援を受けることができる。	0
地域創生起業支援事業	<p>人口減少・超高齢化社会の進行に伴い、増大・多様化している社会的課題をビジネス手法により解決を目指す起業を支援する。地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業する者を対象に企業のための伴走支援と事業費への助成を通して、効果的にな起業を促進する。</p> <p>《対象者》 ・地域の課題の解決に資する社会的事業（※）を新たに起業する者          ・東京圏以外の地域において起業を行う者          ・本事業の開始日以降、補助事業完了までに法人の設立、あるいは個人開業届の提出を行う者</p> <p>《支給要件》地域課題を踏まえ、県が支援対象となる社会的事業（※）の分野として地域再生計画に位置付けた事業          ※社会的事業とは以下の全ての要件を満たす事業          ①地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）          ②提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）          ③地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）</p> <p>《支給額》 最大200万円</p>	0  (国1/2、県1/2)

(3) 中小企業の円滑な資金調達を支援すること。

小口資金融資	市内小規模事業者の資金繰りを支援するため、設備投資や運転資金を融資する制度。本貸付は、信用保証協会による保証が付くため、市内金融機関の貸倒れリスクが少ないことから、審査が通りやすく小規模事業者が利用し易い制度となっている。利用者は借入金額に応じて信用保証料を負担する。利子補給率：1.08% (5年以内)	5,500,000
経済変動対策資金利子補給金事業 (セーフティネット4号・5号・危機関連保証)	セーフティネット保証は中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づき、景気の低迷などにより経営の安定に支障が生じている中小企業者を支援するための保証制度。静岡県「経済変動対策貸付」に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響への対応枠が設けられたことに伴い、本市においても市内中小企業等の資金調達を支援し市内経済を維持するため、県制度融資対応枠に上乗せをした利子補給を行う。利子補給率：0.8～0.9% (2年間)	25,000,000
中小企業育成融資資金	商工組合中央金庫（通称 商工中金…政府系の金融機関、政府と民間団体の共同出資）は、公金預託金を原資として様々な貸付や融資制度を実施しているため、市内の中小企業等が一般的な金融機関と比べて利息の低い経営安定資金や経営改善資金などの各種貸付制度を利用し易くする目的の事業。市が中小企業の資金調達を支援することで、商工中金による市内の企業訪問や周知活動の強化などに充てることにより、市内企業が様々な融資や貸付制度の利用することを促進している。	20,000,000

(4) 中小企業の事業活動に必要な人材の確保及び円滑な事業承継を支援すること。

合同企業ガイダンス	平成28年度より市内企業への就職を希望するすべての求職者を対象に、御殿場市合同企業ガイダンスを年2回程度開催している。（主催：御殿場市雇用対策協議会（会長：ハローワーク御殿場所長）ガイダンス会場で企業と直接面接ができ、近年は障がい者、シニア層等の雇用にも力を入れ取り組んでいる。また、卒業間近の高校3年生へ市内企業の魅力を紹介する冊子の配布し、将来のUターン就職を含めたPRを中心に雇用対策を充実させていきたいと考えている。	900,000
内職相談	介護、子育て等の家庭事情により外に出での就労が困難な方を支援するため、市民を対象とした内職相談・斡旋業務の実施を行っている。相談件数（電話も含む）は年々増加傾向にあり、登録に対する斡旋件数の割合が高い。	755,000
事業承継ネットワーク	静岡県事業承継ネットワークへ参画し、静岡県や静岡産業振興財団、静岡県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携して、スムーズな事業承継を目指すもの。事業承継支援のワンストップ窓口体制が構築されたことにより顕在化する様々な事業承継問題解決に対し、当市も協力、支援をしていく。	0
勤労者住宅利子補給	勤労者向け住宅資金（土地購入費、建物工事費・購入費等）の利子補給制度で、静岡県労働金庫御殿場支店で貸付業務を行っている。平成23年度より新規受付を開始。預託制度から利子補給制度に切り替え、予算額は貸付残高の増加に伴い徐々に増額する。利子補給率■年利0.5% 補給期間■10年 融資上限■10,000千円	11,700,000
労働教育事業	高卒者の就労支援を図るため、市内の御殿場高等学校（90,000円）、御殿場西高等学校（90,000円）の2校に交付金を交付。交付金は、学校における工場見学や職場体験のほか、セミナーや講習会の講師料などの開催経費に充てられる。	180,000
駿東地域職業訓練センター	職業訓練センターは、建築業の職業訓練が主であったが、平成23年に施設を国から市が無償で譲り受けたことを機に、地域の産業構造を考慮して、フォークリフト運転技能講習などの工業系の資格取得や講習会を増やしている。また、地域活動を支援するため、下刈り機やチェーンソーの安全講習のほか、絵画教室やパソコン教室などのカルチャースクールを開催するなど地域住民の利用促進にも心掛けていく。高卒者の就労支援のため、高校と連携し、夏休み期間中に高校生を対象とした資格取得や講習会を開催している。（御殿場西高校・裾野高校）	18,546,000

<p>中小企業勤労者総合福祉推進事業 (ベネフィ駿東)</p>	<p>駿東勤労者福祉サービスセンターは運営経費を御殿場市のほか、裾野市、小山町、長泉町の2市2町が、均等割(48%)と会員数割(52%)でそれぞれの市町の負担割合を算出している。 (残りは会員からの会費収入…1人当たり月1,000円、年1,2000円) 事業内容は、中小企業を中心とした企業の従業員を対象に福利厚生事業を実施。 平成26年には、公益財団法人に移行し、個人会員の受付を開始している。 【事業内容】 ・生活安定事業(慶弔給付事業、傷病見舞金など) ・福利厚生事業(各種バスツアー、ゴルフ大会など) ・自己啓発事業(カルチャー教室の企画・実施) ・余暇施設事業(ディズニーランド等のレジャー施設、宿泊施設等の助成券の発行) ・健康維持増進事業(人間ドック・インフルエンザ予防接種等の助成など) ○会員数:4,653名、事業所数:803事業所(令和2年3月1日現在)</p>	<p>5,929,000</p>
<p>地方創生移住支援事業</p>	<p>静岡県が地域経済への波及効果の観点から地域にとって重要な位置付けにあるものとして選定する中小企業等の魅力や求人情報を、県のマッチングサイト「しずおか就職net」により、東京圏へのUIJターン希望者に効果的に情報発信する。さらに、移住を後押しするため、対象となる中小企業等への就業者及び起業者へ移住支援金を支給する。</p> <p>対象者 以下のいずれにも該当するものであって、下記①又は②に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(起業の場合) 起業支援金の交付決定通知を受けた者</li> <li>・(就業の場合) 都道府県が採用支援の対象とする中小企業等がマッチングサイトに掲載した支援金対象求人に応募し、採用され3か月以上経過した者</li> <li>・東京圏外に移住して1年以内の者</li> </ul> <p>①東京23区に直近5年以上在住した者 ②東京圏に直近5年以上在住し、かつ、東京23区に所在する事業所に直近5年以上通勤した者</p> <p>支給額 単身:60万円/人、世帯:100万円/世帯</p>	<p>1,000,000 (国1/2、県1/4、市1/4)</p>